

デジタル空間における情報流通の健全性に関する 基本理念の項目例

2024年1月25日

デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会
事務局

「情報流通の健全性」に関する基本理念の項目例

- 構成員からのこれまでのご意見を踏まえると、デジタル空間における「**情報流通の健全性**」に関する基本理念として、例えば以下のような項目が考えられるのではないか。
- **情報流通の場としてのデジタル空間の在り方や情報流通の各過程（発信・伝送・受信）に関わるステークホルダーの役割・責務**については、今後、これらの基本理念を踏まえて検討してはどうか。

1. 表現の自由・知る権利 ☞スライド13・15・18・23～29・31～33

- ✓ 発信者の表現の自由（「思想の自由市場」論）
- ✓ 伝送者の表現の自由
- ✓ 受信者の知る権利（知る自由） など

2. 多様性・包摂性

☞スライド3～6・14・15・18・20・21・23～28・33・34

- ✓ 多様な発信主体・伝送経路
- ✓ いわゆる「情報的健康」（知る権利の実質的保障）
- ✓ 分断のないデジタル空間の実現 など

3. 法の支配・民主主義

☞スライド4・6・10・13・15・23・24・27・29・35

- ✓ デジタル空間における民主的なガバナンスの確立 など

4. 公平性・公正性 ☞スライド3～7・13・14・28

- ✓ 情報の伝送過程における不当な偏りの抑止
- ✓ コンテンツ作成にかけた「労力」への正当な評価 など

5. 真正性・信頼性 ☞スライド5・7・13・17・18～20・23～28・36・37

- ✓ 信頼性の高いコンテンツの流通へのインセンティブ付与
- ✓ 発信主体の真正性・信頼性を受信者において判断できる能力の支援・向上（デジタル・シティズンシップ教育など） など

6. 安心・安全 ☞スライド3～7・9・11・13～17・21・23～27

- ✓ 法令違反情報・権利侵害情報による被害の防止・救済
- ✓ 児童・青少年の保護（有害情報からの回避など）
- ✓ 偽・誤情報の拡散による社会的コスト・リスクの増加の抑制
- ✓ 災害発生時等の社会的混乱の抑止
- ✓ セキュリティの確保 など

7. オープン・透明性・アカウントビリティ

☞スライド3～7・9～11・14・15・23・25・28・29・34

- ✓ （発信者から見た／受信者その他第三者から見た）事業者による取組の透明性・アカウントビリティ
- ✓ 行政機関による事業者への働きかけの透明性・アカウントビリティ など

8. プライバシー保護 ☞スライド3～7・9～11

- ✓ 個人の認知領域の保護（認知過程の自由）
- ✓ 個人情報 の適正な取扱い など

9. グローバル・国際性 ☞スライド14・17・18・20・21・23～29

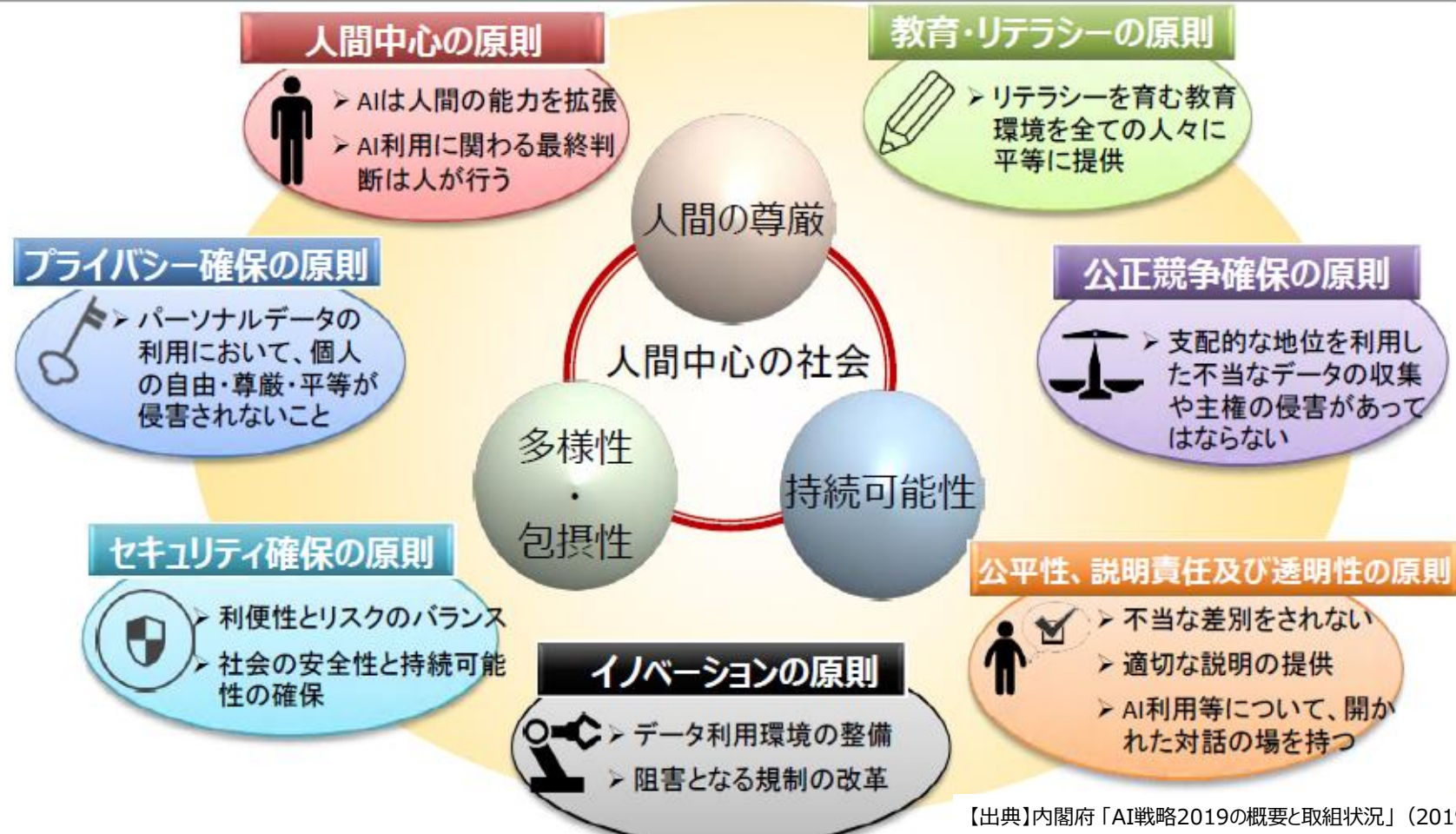
- ✓ 国際的に調和のとれたルール作り・運用
- ✓ 国際連携の促進 など

【参考 1】 AI政策領域における「原則」・「基本理念」等の例

「人間中心のAI社会原則」(2019年3月)

【人間中心のAI社会原則】

- 世界でAIの倫理的側面に関する議論が進展
- AIに関する人々の不安を払拭し、積極的な社会実装を推進するため、我が国としての原則を3月に策定
- 今後、AI社会原則に関する多国間の枠組みを構築



【出典】内閣府「AI戦略2019の概要と取組状況」(2019年11月)

OECDにおけるAI原則（2019年5月）

※「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」第1回会合資料（参考資料1-1）より抜粋

- AIの開発・実装が進む中、予測可能で、安定的かつ柔軟な開発・利用環境が求められていることから、「人間中心」の考え方を基本に、AIに関わる全ての人に適用される実用的な指針が必要との考えの下、2019年5月に、OECDがAI原則を策定・公表。

原則	説明
包摂的な成長、持続可能な開発及び幸福	AIに関わる全ての人、人間にとって有益な成果を追求するために、AIの責任ある管理・運用に積極的に取り組むべき。
人間中心の価値及び公平性	AI開発・運用者は、法の支配、人権及び民主主義的価値観を尊重すべき。その文脈に適合したメカニズムと予防措置を備えるべき。
透明性及び説明可能性	AI開発・運用者は、AIシステムへの一般的な理解やAIの影響を受ける人の理解を促進するため、意味のある情報を提供すべき。
頑健性、セキュリティ及び安全性	AI開発・運用者は、AIシステムの入力データ、処理過程及び決定に関し、検証可能なものとすべき。また、体系的なリスク管理を行うべき。
アカウントビリティ	AI開発・運用者は、AIシステムの適切な作動や上記の原則を尊重していることについて、アカウントビリティを果たすべき。

推奨される政府の取組

研究開発
への投資

AIに関する
エコシステム
の発展

イノベーションと
競争を促すための
政策環境

人材育成
労働市場変革
への備え

国際協力

UNESCO AI倫理勧告 (2021年11月)

- 2019年11月の第40回UNESCO総会での決定を受け、2020年2月にAI倫理に関する勧告の作成を目的としたアドホック専門家会合を設置。2020年4月から9月にかけて専門家による勧告案の起草が行われ、UNESCO AI倫理原則案を作成（日本から須藤修・東京大学名誉教授が参加）。
- 2021年4月から6月にかけて特別委員会を開催し、UNESCO AI倫理勧告案を作成。同年11月の第41回総会で勧告を採択。

【勧告の概要】

価値及び原則

(AIシステムのライフサイクルにおけるすべての関係者によって尊重されるべき事項)

価値・・・①人権及び基本的自由並びに人間の尊厳の尊重、保護及び促進、
②環境及び生態系の反映、③多様性及び包摂性の確保、
④平和な、公正な及び相互に接続した社会における生活

原則・・・①均衡及び損害を与えないこと、②安全及び安全保障、
③公平性及び無差別、④持続可能性、⑤プライバシーの権利及びデータ保護、
⑥人間による監視及び決定、⑦透明性及び説明可能性、
⑧責任及び説明責任、⑨意識の向上とリテラシー、
⑩多面的な利害関係者を巻き込む適応型ガバナンス及び協力

政策措置

(勧告に基づき加盟国が措置すべき分野等)

政策措置

①倫理的影響評価、②倫理的ガバナンス及び管理、③データ政策、
④開発及び国際協力、⑤環境及び生態系、⑥ジェンダー、⑦文化、
⑧教育及び研究、⑨コミュニケーション及び情報、⑩経済及び労働、
⑪健康及び社会的福祉

監視及び評価

倫理的影響評価と監視 (モニタリング)

国連AI諮問機関 中間報告「人類のためのAIガバナンス」(2023年12月)

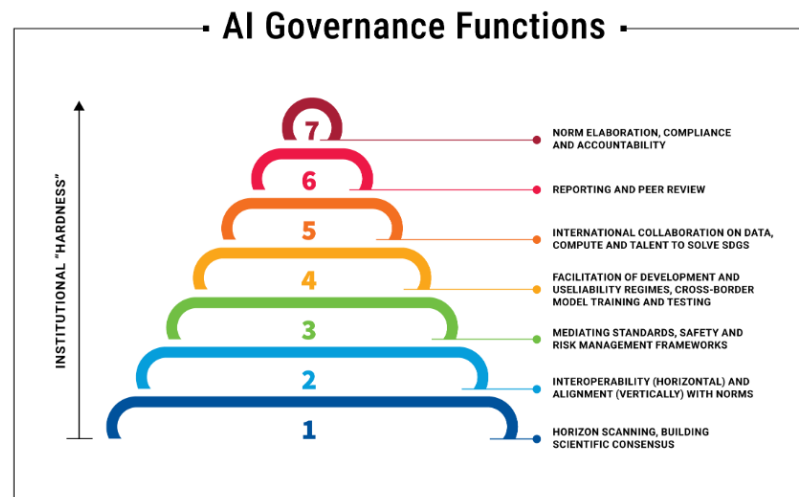
- AIが人類のより大きな利益のために活用されることを目指す国連の取組を支援する目的で、**39名の専門家からなる諮問機関**が2023年10月に立上げ（日本からは江間有沙・東京大学准教授及び北野宏明・ソニーグループ株式会社CTOが参加）。
- **AIのリスク、機会及び国際的なガバナンスについて検討**した結果をとりまとめた中間報告書を2023年12月に公表。2024年夏に開催される未来サミットに先立って最終報告書を発表予定。



◆ 新しいグローバルなAIガバナンス機関形成のための指導原則

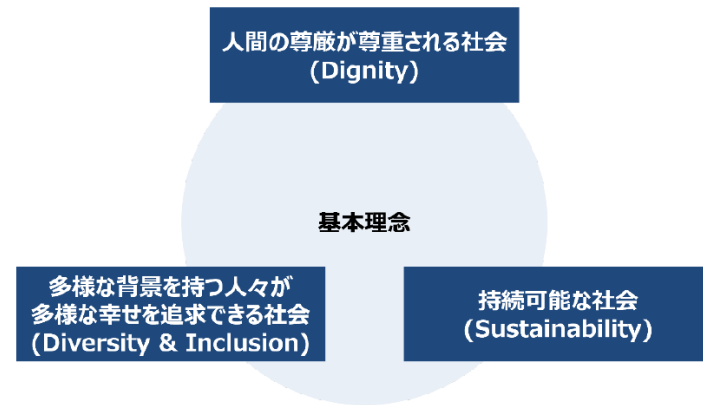
- **包括性 (Inclusivity)**
グローバルサウスの人々を含むすべての市民によるAIツールへのアクセス・有意義な使用
- **公益性 (Public interest)**
無危害原則を超え、AIを構築・実装・制御する企業と下流のユーザーに対するより広範なアカウンタビリティの枠組みを定義
- **データガバナンスの重要性 (Centrality of data governance)**
データガバナンス及びデータコモンズの推進
- **普遍的・ネットワーク化・マルチステークホルダー (Universal, networked and multistakeholder)**
国・ステークホルダーによる普遍的な賛同とネットワーク化されたアプローチを通じた既存の機関の活用
- **国際法 (International Law)**
国連憲章・国際人権法・持続可能な開発目標に基づき確立

◆ AIガバナンス機関が果たすべき機能

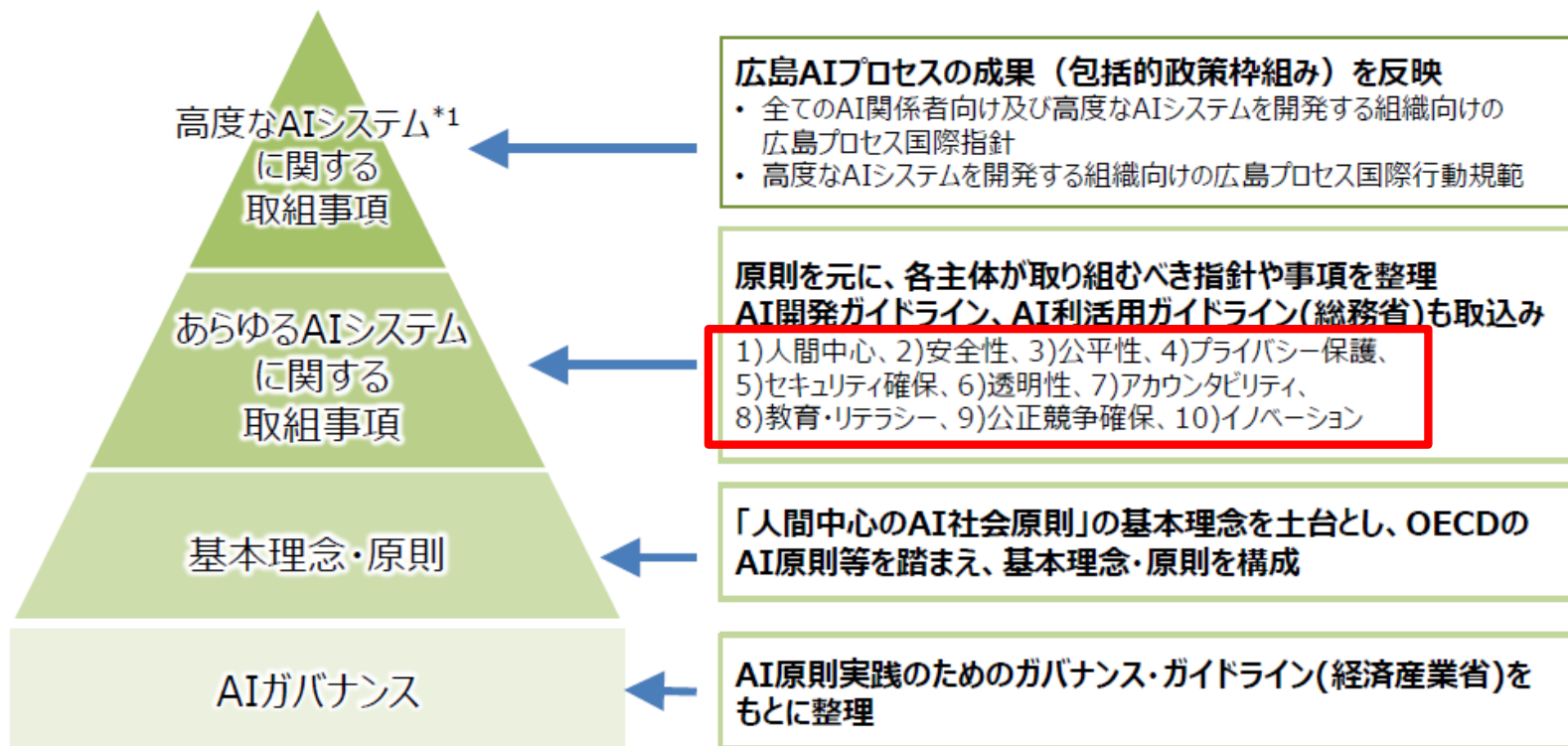


AI事業者ガイドライン案 (2024年1月)

- 広島AIプロセスでまとめられた高度なAIシステムに関する国際指針及び国際行動規範を反映しつつ、一般的なAIを含む（想定される全ての）AIシステム・サービスを広範に対象。
- 実際のAI開発・提供・利用においては、本ガイドラインを参照し、各事業者が指針遵守のために適切なAIガバナンスを構築するなど、具体的な取組を自主的に推進することが重要。



【出典】AI事業者ガイドライン案



*1: 最先端の基盤モデル及び生成AIシステムを含む、最も高度な AI システム

【参考 2】プライバシー保護政策領域における「原則」・「基本理念」等の例

OECDプライバシーガイドライン

- 1980年、OECDの理事会が「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する理事会勧告（OECDプライバシーガイドライン）」を採択。2013年改訂。
- OECDプライバシーガイドラインを構成する8項目の原則は、世界各国の個人情報やプライバシー保護に関する法規制の基本原則として取り入れられている。

【OECD8原則】

原則	ガイドラインにおける規定（概要）*
収集制限 <i>Collection Limitation</i>	個人データの収集には制限を設け、いかなる個人データも、適法かつ公正な手段によって、及び必要に応じてデータ主体に通知し、又は同意を得た上で収集すべきである。
データ内容 <i>Data Quality</i>	個人データは、利用目的の範囲内において利用し、かつ利用目的の達成に必要な範囲内で正確、完全及び最新の内容に保つべきである。
目的明確化 <i>Purpose Specification</i>	個人データの収集目的は、データが収集された時点よりも前に特定し、当該利用目的の達成に必要な範囲内における事後的な利用又はその他の目的での利用は、その利用目的に矛盾しない方法で行い、利用目的を変更するにあたっては毎回その利用目的を特定すべきである。
利用制限 <i>Use Limitation</i>	個人データは、上記「目的明確化」の原則により特定された目的以外の目的のために開示すること、利用可能な状態に置くこと又はその他の方法で利用すべきではない。
安全保護措置 <i>Security Safeguards</i>	個人データは、その滅失若しくは不正アクセス、き損、不正利用、改ざん又は漏えい等のリスクに対し、合理的な安全保護措置を講ずるべきである。
公開 <i>Openness</i>	個人データの活用、取扱い、及びその方針については、公開された一般的な方針に基づくべきである。
個人参加 <i>Individual Participation</i>	個人は、データ管理者が自己に関するデータを保有しているか否かについて、データ管理者又はその他の者から確認を得ること、自己に関するデータを保有している者に対し、当該データを自己に知らしめることなどの権利を有する。
責任 <i>Accountability</i>	データ管理者は、上記の諸原則を実施するための措置を遵守する責任を有する。

OECD信頼性のあるガバメントアクセスに関する高次原則

- 経済協力開発機構（OECD）デジタル経済政策委員会（CDEP）閣僚会合（2022年12月）において「**信頼性のあるガバメントアクセスに関する高次原則に係る閣僚宣言**」が採択。
- 冒頭で「我々は、**民主的価値、法の支配、プライバシー及びその他の人権と自由の保障**を堅持しつつ、犯罪行為及び公の秩序と国家の安全に対する脅威を防止し、探知し及びこれらに対処することにより、**国民の安全**を保護するというすべての国における主権的義務と責任を認識する」と宣言。

【民間部門が保有する個人データへのガバメントアクセスに関する原則】（仮訳）

I. 法的根拠（Legal basis）

民間部門が保有する個人データへのガバメントアクセスは、当該国の法的枠組みによってその根拠が定められ、また、規制される。[以下略]

II. 正当な目的（Legitimate aims）

ガバメントアクセスは、特定された正当な目的の追求を支援するものである。政府は、法の支配に従いつつ、当該目的のためだけにアクセスを求める。[以下略]

III. 承認（Approvals）

適用される基準、規則及び手続きに従ってアクセスが行われることを確保するため、ガバメントアクセスに対する事前承認（「承認」）の要件は、法的枠組みにおいて確立される。[以下略]

IV. データの取扱い（Data handling）

ガバメントアクセスを通じて取得した個人データは、権限を与えられた者のみが処理し、取り扱うことができる。[以下略]

V. 透明性（Transparency）

個人がガバメントアクセスによるプライバシー及びその他の人権と自由への潜在的な影響を考慮することができるように、ガバメントアクセスに関する一般的な法的枠組みは、明確で、かつ、公衆にとって容易にアクセス可能なものである。[以下略]

VI. 監督（Oversight）

ガバメントアクセスが法的枠組みを遵守していることを確保するために、効果的かつ公平な監督のためのメカニズムが存在する。[以下略]

VII. 救済（Redress）

法的枠組みによって、個人に対して、国内の法的枠組みに対する違反を特定し、是正するための効果的な司法的・非司法的救済が提供される。[以下略]

個人情報保護法の基本理念と「個人情報の保護に関する基本方針」

- 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）第3条は「**個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない**」との基本理念を規定。
- この基本理念を踏まえた各主体が拠るべき制度の考え方について、「**個人情報の保護に関する基本方針**」（2004年4月閣議決定、2022年4月最終変更）は**5つの考え方**を提示。

◆ 個人情報の保護に関する基本方針 1（2）「法の基本理念と制度の考え方」（抄）

① 個人情報の保護と有用性への配慮

法は、デジタル社会の進展に伴い個人情報等の利用が拡大している中で、法第3条の基本理念に則し、プライバシーの保護を含めた個人の権利利益を保護することを目的としている。他方、デジタル技術の活用による個人情報等の多様な利用が、個人のニーズの的確な反映や迅速なサービス等の提供を実現し、政策や事業活動等の面でも、国民生活の面でも欠かせないものとなっていることに配慮しているところである。[以下略]

② 法の正しい理解を促進するための取組

上記①の考え方が、実際の個人情報等の取扱いにおいて十分に反映され、社会的な必要性があるにもかかわらず、法の定め以上に個人情報等の取扱いを控えることを防ぐためには、個人情報等を取り扱う各主体及び個人情報等によって識別される個人の双方における法の正しい理解が不可欠である。[以下略]

③ 各主体の自律的な取組と連携・協力

[略]法は、各主体を広く対象として、個人情報等の取扱いに関して共通する必要最小限のルールを定めるとともに、各主体において、それぞれの政策、事務及び事業の分野や地域の実情に応じて、自律的に個人情報等の適正な取扱いが確保されることを期待している。

各主体の自律的な取組に関しては、国及び地方公共団体の支援が重要であり、法は、国及び地方公共団体が各主体による取組への支援や苦情処理のための措置を講ずべきことを定めるとともに、個人情報保護委員会が、各主体における個人情報等の取扱いについて監視・監督する権限と責任を有する仕組みを採っている。こうした複層的な措置の整合性を図りながら実効性を確保していくためには、個人情報の保護に関する施策を講ずるに当たって国と地方公共団体が相協力するのみならず、各主体による連携・協力を確保していくことが重要である。

④ データガバナンス体制の構築

上記③の自律的な取組に当たり、デジタル社会においては、ビジネスモデルや技術の革新等も著しいため、個人情報等の取扱いに関する政策や個人情報等を取り扱う事務及び事業並びにシステム構築等の際には、透明性と信頼性の確保が特に重要である。

各主体においては、政策、事務及び事業並びにシステム構築等の目的、個人が得ることが期待される便益やプライバシーに対するリスクを明確にし、それらをわかりやすく、丁寧に説明することが重要になる。そのためには、解決しようとする課題と、その課題を解決するために取り扱う個人情報等のデータとの関係を明確化する観点から、データの内容や性質、量や範囲の必要十分性、データの流れ、データの取扱いに関わる者の範囲、データの利用目的、安全管理レベル等の事前評価のため、PIA（個人情報保護評価又はプライバシー影響評価）の手法を用いることや、CPO（最高プライバシー責任者）やDPO（データ保護責任者）等の個人データの取扱いに関する責任者を設置すること等が有効であり、これらによるデータガバナンスの体制を構築することが重要である。

⑤ 個人におけるデータリテラシーの向上

個人においては、法の正しい理解とともに、令和2年改正法及び令和3年改正法で強化された、各主体による個人に対する情報提供・説明義務の履行や、個人から各主体に対する各種請求権の行使等を通じて、個人が自らの意思に基づいてコントロールするという意識を涵養するという観点から、個人情報等のデータに関するリテラシーを向上することが重要である。このことが、結果として、上記④の実効性を高めることにもつながる。[以下略]

**【参考3】 その他デジタル空間の情報流通に関連する
各種の法政策領域における「原則」・「基本理念」等の例**

「デジタル空間における情報流通の健全性」に関連する規定等

※「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」第1回会合資料（参考資料1-1）より抜粋、一部加工

【デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）】

第十条（個人及び法人の権利利益の保護等）

デジタル社会の形成に当たっては、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにされるとともに、高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用による**信頼性のある情報の自由かつ安全な流通の確保**が図られなければならない。

【サイバーセキュリティ戦略（抄）】（2021年9月28日）

サイバー空間を「自由、公正かつ安全な空間」とすることにより、基本法に掲げた目的に資するべく、国は、これまで2度にわたり、我が国のサイバーセキュリティに関する施策についての基本的な計画として、サイバーセキュリティ戦略を策定してきた。

先に述べた時代認識を踏まえれば、その目的、そしてサイバー空間に対する考え方はいささかも変わるものではない。むしろ、その確保が危機に直面する中で、「**自由、公正かつ安全なサイバー空間**」を確保する必要性はこれまで以上に増しているとの認識が深められるべきである。

【岸田総理大臣の政策スピーチ（「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）のための新たなプラン）（抄）】（2023年3月20日）

偽情報の拡散は、人々の政治的自己決定を妨げ、国家の自律性を脅かす各国共通の課題です。**自由で公正な情報空間**を確保すべく、偽情報対策の知見を地域に広げるためのワークショップなどを年内に開催します。

デジタル社会形成のための基本10原則

【出典】デジタル改革関連法案ワーキンググループ「とりまとめ」（2020年11月26日）

10. 飛躍・国際貢献

- ・ 国民が圧倒的便利さを実感するデジタル化の実現
- ・ デジタル化が進んでいない分野こそ、デジタル3原則（※）の貫徹で一気にレベルを引き上げ、多様性のある社会を形成
- ・ デジタルの活用により地方が独自の魅力を発揮
- ・ 自由や信頼を大切にすデータ・デジタル政策で世界をリード

（※）デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッドワンストップ

9. 新たな価値の創造

- ・ 官民のデータ資源を最大限に活用
- ・ 利用者視点で付加価値を創出するイノベーションの促進により経済や文化を成長させる

8. 浸透

- ・ 国民に「お得」なデジタル化でデジタル利用率向上
- ・ デジタルを使う側・提供する側双方への教育で、「わかりやすい」「楽しい」デジタル化を目指す
- ・ 国民にデジタルの成果を実感してもらい、置いてけぼりを作らない

7. 包摂・多様性

- ・ アクセシビリティの確保、情報通信インフラの充実
- ・ 高齢・障害・病気・育児・介護と社会参加の両立
- ・ 多様な価値観やライフスタイルへの対応

6. 迅速・柔軟

- ・ 「小さく産んで大きく育てる」、デジタルならではのスピード化の実現
- ・ 社会状況やニーズの変化に柔軟に対応できるシステム
- ・ アジャイル発想を活用し、費用を抑えつつ高い成果を実現
- ・ 構想・設計段階から重要な価値を考慮しアーキテクチャに組み込む

1. オープン・透明

- ・ 標準化や情報公開により官民の連携を推進
- ・ 個人認証、ベース・レジストリ等のデータ共通基盤の民間利用を推進
- ・ AI等の活用と透明性確保の両立
- ・ 国民への説明責任を果たす

2. 公平・倫理

- ・ データのバイアス等による不公平な取扱いを起こさない
- ・ 個人が自分の情報を主体的にコントロール

3. 安全・安心

- ・ デジタルで生涯安全・安心して暮らせる社会の構築
- ・ サイバーセキュリティ対策で安全性を強化
- ・ デジタルの善用を進め、個人情報保護や不正利用防止で、デジタル利用の不安低減

4. 継続・安定・強靭

- ・ 社会の活力の維持・向上
- ・ 環境との共生を通じたサステナビリティ確保
- ・ 機器故障、事故等のリスクに備えた冗長性確保
- ・ 分散と成長の両立によるレジリエンスの強化

5. 社会課題の解決

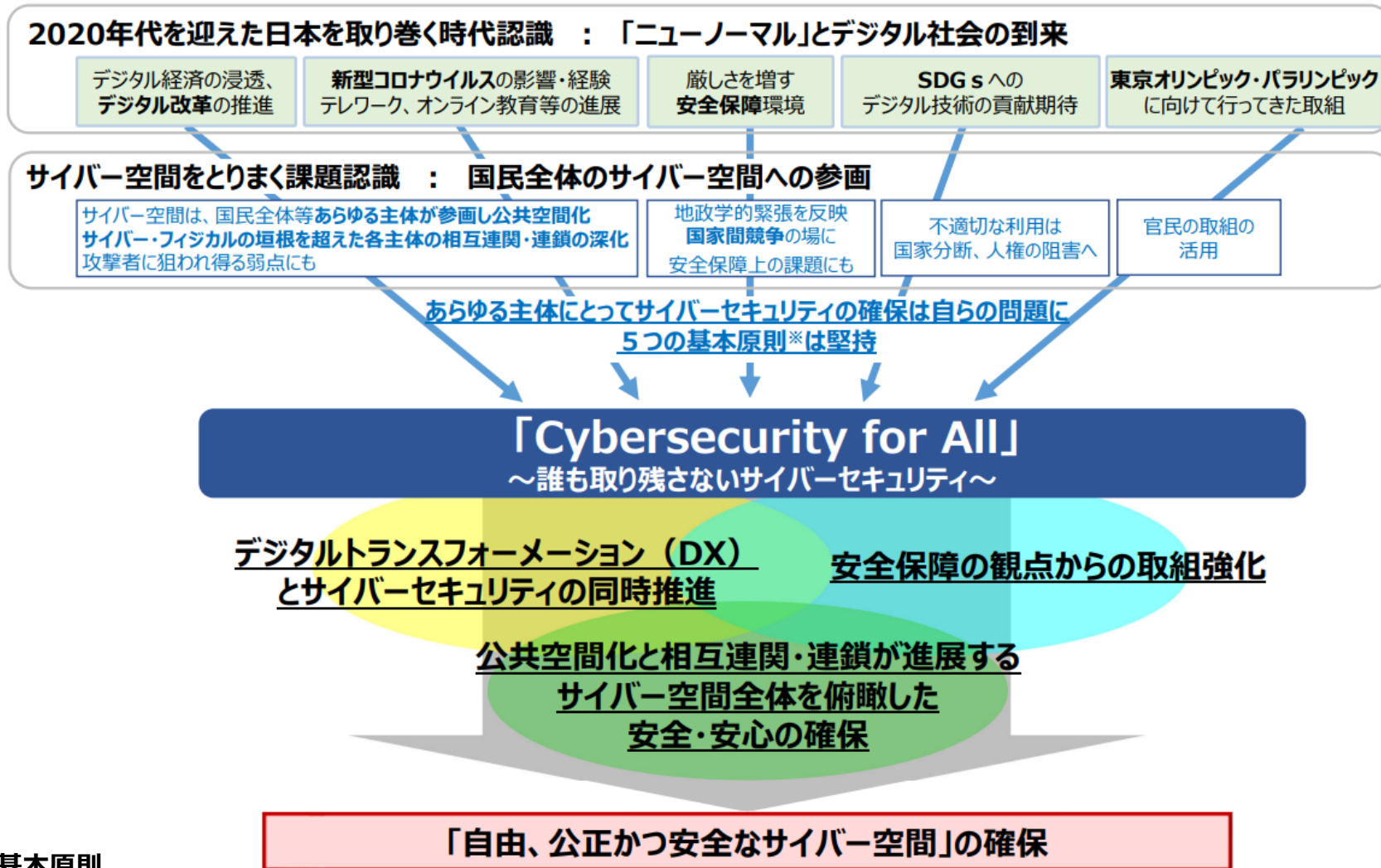
- ・ デジタル社会に向けて、制度・ルール等の再構築、国・地方・民間の連携強化・コスト低減により、成長のための基盤整備
- ・ 公共施設のネットワーク整備やマイナンバーカード等の活用による災害や感染症に強い社会の構築
- ・ デジタル人材の育成及び官民・地域横断的な活躍促進



人に優しいデジタル化

サイバーセキュリティ戦略の課題と方向性

【出典】内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）
「サイバーセキュリティ戦略の概要」（2021年9月28日）



※ 5つの基本原則

- ① **情報の自由な流通の確保**
サイバー空間発展の基盤として、情報の自由な流通が保証された空間を維持
- ② **法の支配**
実空間と同様にサイバー空間に対しても「ルールや規範」の適用を徹底
- ③ **開放性**
常に参加を求める者に開かれ、新たな価値を生み出す空間として保持
- ④ **自律性**
各者の主体的な行動により、悪意ある行動を抑止する自律的メカニズムを推進
- ⑤ **多様な主体の連携**
様々な主体の適切な連携関係構築とダイナミックな対処策実現

「青少年インターネット環境整備法」について

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

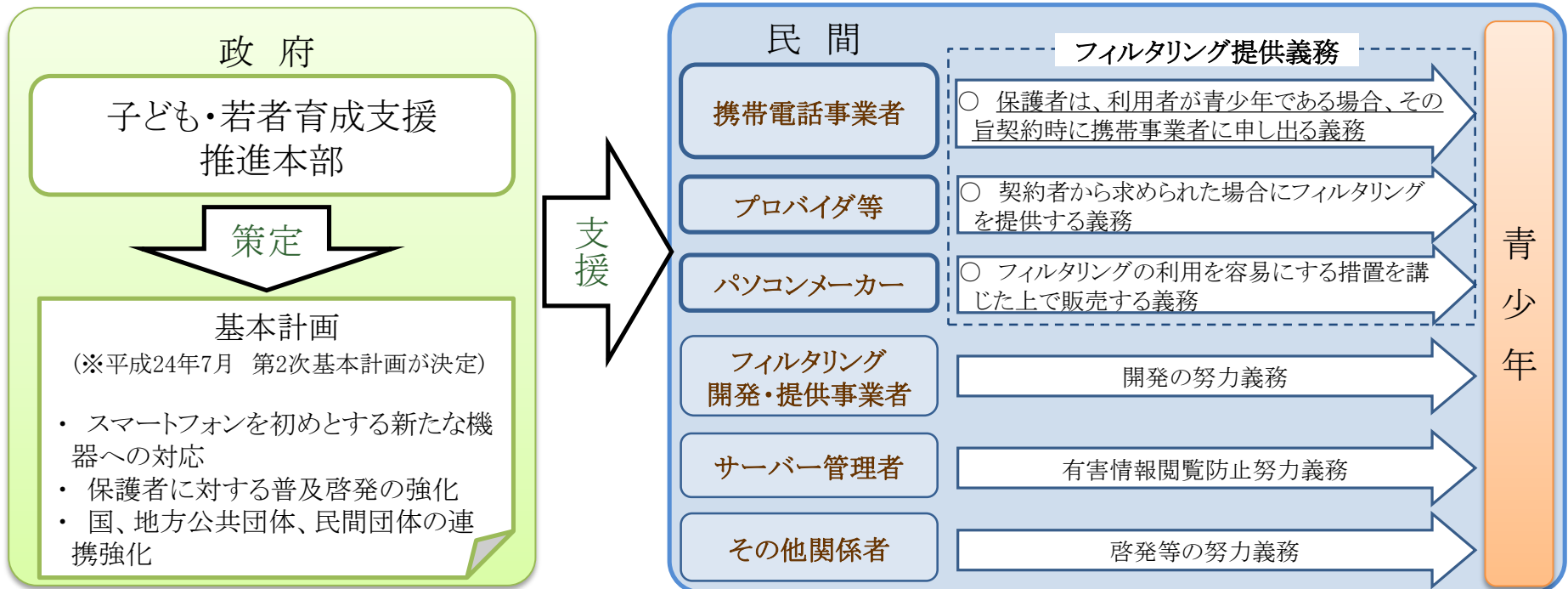
- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(「青少年インターネット環境整備法」)は、衆議院青少年特別委員会の委員長提案により提出され、平成20年6月成立(平成21年4月施行)。

基本理念

青少年の適切なインターネット活用能力習得
(発達段階に応じた情報の取捨選択能力等)

フィルタリング等の推進

民間主導(国等は支援)



デジタル政策におけるグローバル連携の実現（提言）（2023年4月）

- G7広島サミット（2023年5月）及びG7群馬高崎デジタル・技術大臣会合（同年4月）などの開催を前に、デジタル政策に関して議論・提言を行う産学官コミュニティであるデジタル政策フォーラムが、デジタル政策におけるグローバル連携を促す政策パッケージについて提言。

【デジタル政策におけるグローバル連携の実現（提言）】（要旨）

- ✓ 今後の急激な人口減少と厳しい財政制約の中で課題解決型社会*を構築するためには、データの**量、質**（粒度）、**流通速度**という3つの要素の改善が決定的に重要。

* 経済社会の抱える様々な課題をビッグデータ解析とソリューションの開発・運用によって解決していく社会

- ✓ このため、以下の①～③を同時並行的に進めるとともに、④を進めるべき。

① データの量を増加させるための**データ連携の促進**

- データ流通促進のための制度整備
- 一定規模を超えるプラットフォームに対する事前規制の適用
- 相互接続型スマートシティ（Interconnected Smart City）の実現 など

② データの質を向上させるための**データセキュリティの強化**

- トラストサービス（データ保有者の真正性の証明など）の制度整備
- データサプライチェーンを確保するための制度的枠組みの検討
- 共同規制による偽情報対策の推進 など

③ データの流通速度を向上させるための**サイバー国際ルールの整備**

- 有志国によるサイバー国際ルール（AIのアルゴリズムに関する透明性確保など）の整備
- ソフトローの国際的調和の推進
- 能動的サイバー防御（Active Cyber Defense）の在り方に関する検討の推進 など

④ 上記①から③の国際的整合性を確保するための**国際デジタル協定の在り方の検討**

2030年頃に向けて、我が国が求められる変化、情報通信政策の検討の方向性

情報通信審議会「2030年頃を見据えた情報通信政策の在り方」最終答申（2023年6月23日）

※「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」第1回会合資料（参考資料1-1）より抜粋

- コロナ禍でのデジタル化の進展等により、国民生活や経済活動における情報通信の果たす役割やその利用に伴うセキュリティの確保が一層重要。特に、**コンテンツ・サービス・端末・機器のレイヤーにおける海外のプラットフォーム事業者やベンダーの存在感が高まり**、また、**近年の米中の緊張関係等の国際情勢の変化**を背景とした情報通信分野のサプライチェーンリスクといった課題が顕在化。
- 2030年頃を見据えて、Society5.0の実現及び経済安全保障の確保を図る観点から、今後の情報通信政策の在り方について諮問。**2023年6月に最終答申**。社会経済環境の変化やICTの進展を通じ、**デジタル空間と実空間とが高度に融合・一体化し、デジタル空間が新たな社会の一形態にもなり、これまでの生活空間が拡張される未来**が想定。**我が国における豊かかつ健全な情報空間の確保等**が重要。

我が国が向き合う課題【利用者視点】

2. 健全なサイバー空間の確保

⑪サイバー空間の分断・偽誤情報の増加・深刻化

- 国家による介入、ビッグ・テック企業へのデータ集中、フィルターバブルやエコーチェンバーなど、**ネットの分断が深刻化**。
- アテンション・エコノミーや偽・誤情報を使った情報戦など、**偽・誤情報の規模が拡大**。**リテラシーの低い人が偽・誤情報を拡散**しやすい。

我が国がなすべきこと

民間取組、国際社会との連携

- **民間の自主的な取組**（プラットフォーム事業者による違法・有害情報や広告の削除基準・条件の公表等の適切な対応、透明性・アカウントビリティ確保、ファクトチェック等）を基本とし、**事業者からのエビデンスを含んだ説明を踏まえた国の対策を検討**。
- **全世代に対するリテラシー向上**の取組の実施。
- インターネットは、引き続き**自由で、分断のない、国境を越えてグローバルに流通可能な環境**を目指すべき。
- 自由・責任・信頼があるインターネットを築くため、**各ステークホルダー間の連携による社会全体での取組、国際連携の強化**。

未来に備えた取組

ICT活用のためのリテラシー向上に関するロードマップ

※「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」第1回会合資料（資料1-3）より抜粋

- 「ICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会」において、2023年6月30日、**目指すべきゴール像、短期的又は中長期的に取り組む事項の方向性をロードマップとして整理・公表。**
- **偽・誤情報への対応**につき、「**目指すべきゴール像**」として、「**情報の批判的受容**」等、「デジタル社会の構成員として、他者への影響に配慮し、**健全な情報空間確保のための責任ある行動を取る**ことができること」を設定。

検討会における議論の全体枠組み（フレームワーク）

目指すべきゴール像

- ① デジタル社会で様々なリスクに対処して安全を確保しつつ、自身の目的に応じて、適切に情報やICTを理解・活用し、課題を発見・解決できること。
- ② デジタル社会の構成員として、他者への影響に配慮し、**健全な情報空間確保のための責任ある行動を取る**ことができること。（**情報の批判的受容**、責任ある情報発信、プライバシー・著作権への配慮等）
- ③ ICTやオンラインサービス、社会的規範の変化に的確に捉え、①②ができること。

リテラシーの全体像と指標の作成

- ゴール像実現のために必要な能力や到達すべき習熟度レベルの整理 ● 測定方法としてのリテラシー指標の作成

世代共通課題

- 共通課題の深掘り ● 教材開発 ● 届け方の整理（プラットフォーム事業者との連携方策など）

AIの活用におけるリテラシーの整理

- AIの特徴及び課題の整理、重点的に取り組むべき能力の検討 ● AI向けの教材開発

青少年層

保護者層

高齢者層

対象層の特徴分析

対象層の特徴を踏まえた対策

- 教材開発 ● 届け方の整理

対象層の特徴を踏まえた対策

- 教材開発 ● 届け方の整理

対象層の特徴を踏まえた対策

- 教材開発 ● 届け方の整理

教える人材の育成/関係者の取組の連携・協働推進

- 候補者の整理 ● 教える人向けの教材のあり方 ● 関係者の取組のマッピング ● 関係者の連携方策検討

短期的に
取り組む
事項

中長期的に
取り組む
事項

継続的に取り組む事項

青少年層

青少年のインターネット
利用環境の整備の推進

保護者層

青少年のインターネット
利用環境の整備の推進

「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する新たな課題及び対策」等を踏まえ、フィルタリング・ペアレンタルコントロール等の青少年のインターネット上のサービス利用を前提とした環境整備を引き続き推進

その他各種関連国内法上の「基本理念」規定①

【食育基本法（平成17年法律第63号）】

第二条（国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成） 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

第四条（食育推進運動の展開） 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまなく全国において展開されなければならない。

第五条（子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割） 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

第六条（食に関する体験活動と食育推進活動の実践） 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

第八条（食品の安全性の確保等における食育の役割） 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

【消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）】

第三条（基本理念） 消費者教育は、消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれることを旨として行われなければならない。

2 消費者教育は、消費者が消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨として行われなければならない。

3 消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行われなければならない。

4 消費者教育は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場の特性に応じた適切な方法により、かつ、それぞれの場における消費者教育を推進する多様な主体の連携及び他の消費者政策（消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策をいう。第九条第二項第三号において同じ。）との有機的な連携を確保しつつ、効果的に行われなければならない。

5 消費者教育は、消費者の消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に与える影響に関する情報その他の多角的な視点に立った情報を提供することを旨として行われなければならない。

6 消費者教育は、災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めることを旨として行われなければならない。

7 消費者教育に関する施策を講ずるに当たっては、環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされなければならない。

その他各種関連国内法上の「基本理念」規定②

【環境基本法（平成5年法律第91号）】

第三条（環境の恵沢の享受と継承等） 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、**現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持**されるように適切に行われなければならない。

第四条（環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等） 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の**環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになること**によって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び**科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれること**を旨として、行われなければならない。

第五条（国際的強調による地球環境保全の積極的推進） 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上での課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、地球環境保全は、**我が国の能力を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進**されなければならない。

【災害対策基本法（昭和36年法律第223号）】

第二条の二（基本理念） 災害対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われるものとする。

- 一 我が国の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。
- 二 **国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保**するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における**多様な主体が自発的に行う防災活動を促進**すること。
- 三 **災害に備えるための措置を適切に組み合わせることで一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。**
- 四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであつても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。
- 五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障害の有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。
- 六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

【参考4】「原則」・「基本理念」等に関する国際的な議論の例

未来のインターネットに関する宣言（2022年4月）

※「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」第5回会合資料（資料5-1-2）より抜粋、一部加工

- 2022年4月28日、主催国である米国や初期パートナー国である日本、オーストラリア、カナダ、欧州連合（EU）、英国を含む賛同国・地域が開かれた、自由で、グローバルで、相互運用可能で、信頼性のある、安全な、未来のインターネットへの支持を呼びかける「未来のインターネットに関する宣言」に賛同。

【主なポイント】

- 未来のインターネットに関し、（1）人権及び基本的自由の保護、（2）グローバル（分断のない）インターネット、（3）包摂的かつ利用可能なインターネットアクセス、（4）デジタルエコシステムに対する信頼、（5）マルチステークホルダーによるインターネットガバナンスに関する原則を示す。
- 参加国は既存の国際フォーラム等で当該原則を推進することや、原則の内容を具体的な政策等を通じて実行していくことが期待される。

【偽情報に関連する記載】（仮訳から抜粋）

インターネットの期待を再生する

「**偽情報の拡散**やランサムウェアのようなサイバー犯罪など、**国家が支援・容認する悪意のある行為が増加しており、重要インフラのセキュリティと強靱性に影響を与え、重要な公共及び民間の資産をリスクにさらしている。**」（略）

「オンラインプラットフォームは、個人の安全を脅かし、過激化や暴力を助長する違法・有害コンテンツの拡散の増加を可能にしている。**偽情報や外国の悪意ある活動は、社会における個人や集団の間に分裂や対立を生み、人権や民主主義制度の尊重及び保護を損なうために利用されている。**」

このビジョンを推進する原則

包摂的かつ利用可能なインターネットアクセス

「多様な文化や多言語のコンテンツ、情報、ニュースのオンラインでのより高い露出機会を促進する。**オンラインで多様なコンテンツの露出は、多元的な公論に貢献し、社会における一層の社会的・デジタル的包摂を促進し、偽情報や誤情報に対する強靱性を高め、民主的プロセスへの参加を増大させる。**」

- 2023年5月に開催されたG7広島サミットにおいて、5月20日、G7首脳より、広島首脳コミュニケが発出。
- G7首脳において、「民主的制度に対する信頼を損ない、国際社会における意見の対立を招く偽情報を含む外国からの情報操作及び干渉に対処することにより、情報環境を保護する」というコミットメントを再確認。
- その上で、「事実に基づく、質の高い、信頼できる情報の普及が確保されるよう取り組み、デジタル・プラットフォームがこのアプローチを支援するよう呼びかける」ことを宣言。

Human Rights, Refugees, Migration, Democracy（抄）

47. We reaffirm our shared belief that democracy is the most enduring means to advance peace, prosperity, equality and sustainable development. We reaffirm our commitment to protecting the information environment by supporting media freedom and online freedom, including protection from online harassment and abuse, internet shutdowns and disruptions, as well as addressing foreign information manipulation and interference, including disinformation, which is designed to undermine trust in democratic institutions, and sow discord in the international community. (...) We will work towards ensuring that fact-based, quality and trustworthy information is promoted, and call on digital platforms to support this approach. (...)

（仮訳）人権、難民、移住及び民主主義

47. 我々は、民主主義が平和、繁栄、平等及び持続可能な開発を促進するための最も揺るぎない手段であるとの我々の共通の信念を再確認する。我々は、オンラインでのハラスメントや虐待、インターネットの遮断や分断からの保護を含む、メディアの自由及びオンラインの自由を支援し、民主的制度に対する信頼を損ない、国際社会における意見の対立を招く偽情報を含む外国からの情報操作及び干渉に対処することにより、情報環境を保護するという我々のコミットメントを再確認する。（略）

我々は、事実に基づく、質の高い、信頼できる情報の普及が確保されるよう取り組み、デジタル・プラットフォームがこのアプローチを支援するよう呼びかける。（略）

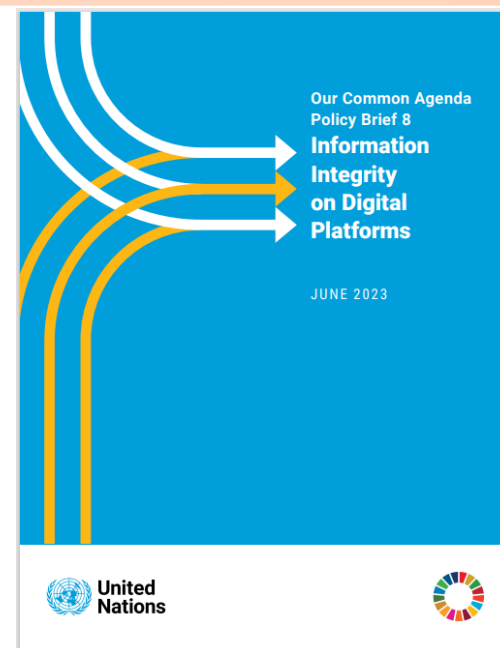
国連「デジタルプラットフォームにおける情報インテグリティ」(2023年6月)

※「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」第5回会合資料(資料5-1-2)より抜粋

- 2023年6月に公表された「デジタルプラットフォームにおける情報インテグリティ (Information Integrity on Digital Platforms)」では、情報インテグリティに関する行動規範の基礎となる9つの原則を提示。
- ポリシーブリーフにおいては、ほとんどのデジタルプラットフォームでは、何らかの自主規制、モデレーション、または監視の仕組みが導入されているが、コンテンツ削除の方針と実践に関する透明性は、依然として課題となっていることを指摘。
- また、モデレーターからの証言は、虐待、労働基準、二次的トラウマに関連する厄介な問題を提起している。モデレーターは、暴力的で不穏なコンテンツに常にさらされており、報告された投稿が会社のポリシーに違反しているかどうかを判断するのに数秒しか与えられていないと報告していることも紹介。

【9つの原則】

- ① Commitment to information integrity (情報インテグリティへの取り組み)
- ② Respect for human rights (人権の尊重)
- ③ Support for independent media (独立系メディアへの支援)
- ④ Increased transparency (透明性の向上)
- ⑤ User empowerment (ユーザー・エンパワーメント)
- ⑥ Strengthened research and data access (研究とデータアクセスの強化)
- ⑦ Scaled up responses (対応の拡大)
- ⑧ Stronger disincentives (より強力な阻害要因)
- ⑨ Enhanced trust and safety (信頼性と安全性の向上)



【出典】国連「Common Agenda」ウェブページ

(<https://www.un.org/en/common-agenda/policy-briefs>) 25

オンライン上の情報インテグリティに関するグローバル宣言（2023年9月）

※「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」第5回会合資料（資料5-1-2）より抜粋、一部加工

- カナダ・オランダが立ち上げた「**オンライン上の情報インテグリティに関するグローバル宣言（the Global Declaration on Information Integrity Online）**」のうち、参加各国による具体的な措置の概要は以下のとおり。

【出典】カナダ政府ウェブサイト (https://www.international.gc.ca/world-monde/issues_development-enjeux_developpement/peace_security-paix_securite/information_integrity-integrite_information.aspx?lang=eng)

【参加各国による具体的な措置】（仮訳）

- 1. 国家主導の偽情報キャンペーンを阻止し、非難すること**
 - ・ 正義または民主主義の過程を弱体化させる意図と効果をもって、意図的に不正確な情報を拡散させるような、国内的または国外的なデマ情報キャンペーンの実施または後援を慎み、そのような行為を非難すること。
- 2. 表現の自由を尊重し、促進し、実現すること**
 - ・ 情報のインテグリティを維持するために不可欠なすべての人権を尊重し、促進し、実現すること。これには、意見や表現の自由、国境を越えた情報の探求、受信、伝達の自由などが含まれる。
- 3. 国際法に則った関連法規の整備**
 - ・ 市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR）第17条に規定されたプライバシー権、市民的及び政治的権利に関する国際規約第19条に規定された意見及び表現の自由の権利を尊重するという国家の義務を含むがそれに限定されない国際人権法を遵守する方法で、情報のインテグリティとプラットフォームのガバナンスに対処するために必要かつ適切な措置（立法を含む）を実施する。
- 4. 誤情報に対抗するという見せかけの下で表現の自由を抑圧することを避ける**
 - ・ インターネット上へのアクセスの遮断または制限、プライバシーの侵害、ジャーナリスト、研究者、人権擁護活動家への脅迫、嫌がらせまたは虐待、自由に行動する能力への干渉、オンラインでの表現の自由の権利の行使の犯罪化またはその他の処罰など、偽情報に対抗するために、オンライン上の人権、特に意見と表現の自由を不当に制限することを控える。
- 5. オンラインとデジタルリテラシーにおける市民教育の強化を促進する**
 - ・ オンラインでの市民教育を強化するイニシアティブを支援する。特に、デジタル、メディア、情報リテラシーを向上させ、個人が自分たちが消費し共有している情報について批判的に考えることができるようにし、社会が誤情報や偽情報の悪影響に対してより回復力を持つことを可能にし、オンラインでの被害をより一般的にする。
- 6. 独立系メディア、ニュース、ジャーナリズムを支援する**
 - ・ 国内外のニュースや情報を含む多様なオンライン・コンテンツへのユーザー・アクセスを促進し、文化的多様性の促進を支援しつつ、オンライン・コンテンツの多様性を促進する努力を奨励する。例えば、文化遺産やアイデンティティの保存にも役立つ強力で独立した多元的なメディアや、現地の言語を支援・育成することである。
- 7. 脆弱な状況にあるグループを標的とした誤情報に対処するための積極的な措置を講じる**
 - ・ 女性、LGBIQ+の人々、障がいのある人々、先住民族を標的とした誤情報や偽情報に対処するための積極的な措置を講じる。女性、青年、少女が、あらゆる多様性において、少数派に属する人々や脆弱な状況にある人々が特に標的とされ、影響を受けていることを認識する。

欧州民主主義行動計画（EDAP）の概要

- 「欧州民主主義行動計画（EDAP）」が2020年12月2日に公表。
- 3つの柱「自由で公正な選挙の促進」、「メディアの自由の強化」、「偽情報への対抗措置」から構成。上記ごとに、欧州委員会としての行動が提示。

項目	内容
背景	・過激主義と両極化の高まりと、人々とその選出された代表者との距離感によって、EUとその加盟国の民主主義は課題に直面している状況にある。
目的	・EU市民に権限を与え、EU全域でより強靱な民主主義を構築する ・3つの柱「自由で公正な選挙の促進」、「メディアの自由の強化」、「偽情報への対抗措置」から構成される
特徴	・「自由で公正な選挙の促進」のために、政治広告に関する法的措置を提案（2021年予定） ・「メディアの自由の強化」のために、ジャーナリストや市民社会を戦略的訴訟（SLAPP；Strategic Lawsuit Against Public Participationの略、スラップ訴訟）から守るためのイニシアチブを提示 ・「偽情報への対抗措置」を行う。 ・欧州選挙の1年前の2023年までに行動計画を段階的に実施。以降、達成状況や見直しの必要性についての評価をおこなう
公表日	2020年12月2日
実施主体	・EU

（出典）各種資料よりみずほ情報総研作成

European Democracy Action Plan: making EU democracies stronger 他
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_20_2250
https://ec.europa.eu/info/strategy/priorities-2019-2024/new-push-european-democracy/european-democracy-action-plan_en#countering-disinformation
https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/qanda_20_2251_en.pdf

欧州メディア自由法案（Media Freedom Act）の概要

- 欧州民主主義行動計画（EDAP）の一環として、EU域内におけるメディアの自由・多元性・独立性の保護を目的に、欧州委員会が2022年9月に採択、欧州理事会と欧州議会の間で2023年12月に暫定合意。
- EU域内市場におけるメディアサービスのための共通の枠組みを確立し、ジャーナリスト及びメディアプロバイダーを政治的介入から保護するための措置を導入。
- 2024年春の正式採択を目指し協議継続中。

◆ 欧州メディア自由法案の主な内容（欧州委員会採択時点）

■ 編集の独立性の保護

- ・ 加盟国によるメディアサービス提供者の編集決定への介入の禁止及び取材源に関する情報提供の強要の禁止
- ・ メディアサービス提供者は、情報公開により所有者の透明性を確保するとともに、編集者の意思決定の独立性を保証するための措置を取らなければならない

■ メディア、ジャーナリスト及びその家族に対するスパイウェアの使用の禁止

■ 公共メディア（public service media）の独立性の確保

- ・ 加盟国は、公共メディアの財源が十分かつ安定していることを確保しなければならない
- ・ 公共メディアの運営者は透明性、公開性及び被差別性が確保された方法で任命されなければならない
- ・ 公共メディアは多様な情報や意見を公平に提供しなければならない

■ メディア多元性のテスト（Media pluralism test）

- ・ メディア多元性のテストとして、加盟国は、メディアの市場集中度（Media Market Concentration）がメディアの多元性と編集の独立性に与える影響について評価する
- ・ 加盟国がメディアに対して採る立法、規制、行政措置は正当かつ比例的でなければならない

■ 透明性のある国家の広報活動（Transparent state advertising）

- ・ 公共機関による広報活動の割当は、透明性と非差別性を確保するための基準に従わなければならない
- ・ 視聴率測定システム提供者は、メディアの広告収入に影響を与える視聴率の測定手法に関する情報を開示しなければならない

■ オンラインにおけるメディアコンテンツの保護

- ・ ディスインフォメーションのようなシステムック・リスクを伴わないコンテンツに関し、大規模オンラインプラットフォームが自社のポリシーに沿わない特定の合法メディアコンテンツを取り下げる場合には、事前にその理由をメディア提供者に対して通知しなければならない

■ メディアをカスタマイズする新たなユーザの権利

- ・ ユーザが、各デバイスやインターフェイスにおいて、自身の嗜好に基づき設定をカスタマイズできる新たな権利を付与する

■ 欧州メディアサービス委員会の新設（※）

- ・ 各国のメディア当局から構成され、ガイドライン策定等において欧州委員会を補助するほか、各国の措置や決定に対して意見を発出することができる
- ・ 公共の安全へのリスクがある場合にEU以外のメディアに対して各国が採る規制措置の調整、規模の大きいオンラインプラットフォームとの間の構造的な対話の組織、欧州ディスインフォメーション規則のような自主規制へのメディアセクターの遵守状況のモニターを行う

※ 欧州視聴覚メディアサービス指令により設置されている欧州視聴覚メディアサービス規制者グループの後継組織として設置される

コンテンツモデレーションにおける透明性と説明責任に関するサンタクララ原則

※「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」第1回会合資料（参考資料1-1）より抜粋

- コンテンツモデレーションにおける透明性及び説明責任に関する原則として、人権団体や学識経験者から構成されるグループによって2018年に策定、2021年に改訂。
- FacebookやGoogle、Twitterなど*12のプラットフォーム企業が支持。
*Apple、Facebook、GitHub、Google、Instagram、LinkedIn、Medium、Reddit、Snap、Tumblr、Twitter、YouTube。
- 規制の雛形を意図したものではなく、規制当局が政策形成においてモデレーションで考慮すべき事項を知るための「ガイド」であるとされる。

基本原則（Foundational Principles）

- ① 人権及びデュープロセス（Human Rights and Due Process）
- ② 理解しやすいルール及びポリシー（Understandable Rules and policies）
- ③ 文化的能力（Cultural Competence）
- ④ コンテンツモデレーションへの国家関与（State Involvement in Content Moderation）
- ⑤ 確実性及び説明可能性（Integrity and Explainability）

運用原則（Operational Principles）

- ① 数値（Numbers）
- ② 告知（Notice）
- ③ 異議申立（Appeal）

政府及びその他の国家機関のための原則（Principles for Governments and other State Actors）

- ① 企業の透明性に対する障害の排除（Removing Barriers to Company Transparency）
- ② 政府自身の透明性向上（Promoting Government Transparency）

【参考5】その他参考

「思想の自由市場 (free market of ideas)」論

- 表現の自由の（他の憲法上の権利に対する）優越的地位を正当化する議論の一つ。
- ある思想の正しさは、他の思想との自由競争によって（常に暫定的なものとして）確認されるべきものであり、不人気な思想といえども「市場」への登場を拒んではならないとする考え方。

◆ Abrams v. United States (250 U.S. 616, 630 (1919)) ホームズ裁判官反対意見

希求されるべき究極の善は思想の自由な交換によってこそより良く達成される。すなわち、真理の最良のテストとは、その思想が、市場における競争において自らを受け入れさせるその力にあり、真理こそが人々が望むことを安全に実現させる唯一の基盤なのである。

帰結

- 検閲・事前抑制の禁止
- 対抗言論 (more speech) の法理：
誤った言論には言論で対抗すべきであり、事後規制を含め公権力による規制は最小限であるべき
- 萎縮効果 (chilling effect) 論：
事後規制を恐れて表現が萎縮しないよう、表現の自由を規制する規定は明確であるべき

【出典】長谷部恭男編『注釈日本国憲法(2) - 10条-24条』(有斐閣、2017年)、渡辺康行=宍戸常寿=松本和彦=工藤達朗『憲法 I - 基本権(第2版)』(日本評論社、2023年)

◆ 新たな技術・サービスの出現に伴う「思想の自由市場の機能不全」の指摘

(水谷瑛嗣郎「思想の自由市場の中の『フェイクニュース』慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要69巻(2019年))

- ✓ 従来の情報プラットフォーム（テレビ、新聞など）を流通する情報は誰もがアクセスでき、これを通じた公開の論争が容易であった。
- ✓ 現在の情報プラットフォーム（SNSなど）を流通する情報は、アルゴリズムにより高度に「個別化」（フィルターバブルの発生）。
- ✓ その結果、ある思想の正しさについて公開の議論で決着をつけることが困難になっている可能性が指摘。

発信者の表現の自由と伝送者の表現の自由の関係

- **プラットフォーム事業者は、**利用者の表現を預かる立場であり、利用者の表現の自由の確保について一定の責任を果たすことが期待される一方で、**プラットフォーム上で流通する情報の収集・整理・提供を通じ、自らも表現行為を行い得る。**
- 上記のようなプラットフォーム事業者の表現の自由は、**利用者の表現の自由等に関する法益を著しく害しないと認められる範囲内で保障される**との指摘あり。

◆ 最三小決平成29年1月31日民集71巻1号63頁 (検索結果削除請求事件最高裁決定)

検索事業者は、インターネット上のウェブサイトに掲載されている情報を網羅的に収集してその複製を保存し、同複製を基にした索引を作成するなどして情報を整理し、利用者から示された一定の条件に対応する情報を同索引に基づいて検索結果として提供するものであるが、この情報の収集、整理及び提供はプログラムにより自動的に行われるものの、同プログラムは検索結果の提供に関する検索事業者の方針に沿った結果を得ることができるように作成されたものであるから、**検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する。**

◆ アルゴリズムを用いたプラットフォーム上の流通情報等の管理・取扱い（アルゴリズム利用情報管理）と表現の自由の関係 (海野敦史「プラットフォーム事業者による流通情報の管理を通じた表現の自由の保障のあり方－米国法上の議論を手がかりとして－」情報通信学会誌37巻4号（2020年）)

…**アルゴリズム利用情報管理表現の自由は、その行使可能範囲が国民各人の表現の自由等に関する法益を著しく害しないと認められる範囲内に縮減されるが、決して保障の程度が軒並み低くなるわけではない**と言える。言論選別型管理*1における自由に関しては、利用者の表現の自由等との権衡上、一般的な表現の自由に比べてその保障の程度が弱まる可能性が高い（自由の行使可能範囲が縮減される度合いがやや大きい）ものの、少なくとも情報配置検索型管理*2における自由に関しては、利用者の表現の自由等の行使に対する重大な支障とならない範囲内で、比較的広範に保障され得るからである。

*1 アルゴリズム利用情報管理のうち、利用者の言論（表現物）をその内容に応じてふるい分けるための管理。

*2 アルゴリズム利用情報管理のうち、情報の配置・検索等のための管理。

知る権利（知る自由）

- 情報が政府やマスメディアなど一部の主体に集中する現代社会においては、これらの主体が専ら情報の「送り手」となり、個人は専ら情報の「受け手」の地位に固定化されるおそれ。
- そこで、情報の「受け手」の地位から表現の自由を再構成し、**個人が情報を受領する行為についての主観的権利（知る権利・知る自由）**として捉える必要性が指摘。

【出典】長谷部恭男編『注釈日本国憲法(2)－10条-24条』（有斐閣、2017年）、渡辺康行＝宍戸常寿＝松本和彦＝工藤達朗『憲法Ⅰ－基本権〔第2版〕』（日本評論社、2023年）

◆ 世界人権宣言第19条（仮訳）

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、**情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由**を含む。

◆ 市民的及び政治的権利に関する国際規約第19条第2項（仮訳）

すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわらず、**あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由**を含む。

◆ 最大判平成元年3月8日民集43巻2号89頁（法廷メモ事件最高裁判決）

憲法二一条一項の規定は、表現の自由を保障している。そして、**各人が自由にさまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取する機会をもつこと**は、その者が個人として自己の思想及び人格を形成、発展させ、社会生活の中にこれを反映させていく上において欠くことのできないものであり、民主主義社会における思想及び情報の自由な伝達、交流の確保という基本的原理を真に実効あるものたらしめるためにも必要であって、**このような情報等に接し、これを摂取する自由は、右規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれる**ところである（・・・）。

- **情報的健康**とは、民主主義社会の基盤たる**情報環境**において、一人ひとりが、各人の希求する『**健康**』が満たされた状態をいう。
- 知る権利との関係では、「**多様な情報へのアクセスが保障されること**」と「**情報的に健康になろうとする者にその機会が保障されること**」が重要。

◆ 情報的健康の実現に向けた基本原則（例）

● ユーザーの基本原則

- 現在の情報環境を理解する
- 「情報的健康」を意識する

● プラットフォーム事業者の基本原則

- 「認知過程の自由」*1への配慮
- フィルターバブル対策
- 偽・誤情報対策
（インセンティブの低減、透明性・アカウントビリティの確保等）
- アルゴリズムの切替に関する責務
（選挙モード、災害モード等）
- アルゴリズムの透明性の確保
- 責任体制・ガバナンス
（編成の自律性確保、倫理委員会の設置等）

● メディアの基本原則（マスメディアの原則）

- 方針の公表
- アテンション・エコノミーとの距離の確保
- フィードバックループ*2の防止

● 広告事業者の基本原則

- 「情報的健康」に資するコンテンツが適切に評価される機会を生み出す仕組みの構築
（PV数や滞在時間といった単純な指標以外の多様な指標の広告モデルへの組み込み等）

● 政府の基本原則

- 「情報的健康」に向けた取組を「側面」支援する憲法上の責務
- 政府の直接介入・過剰介入の禁止
- プラットフォーム事業者の透明性・説明責任の担保
- 公正・公平な取引環境の整備
- ICTリテラシーの普及

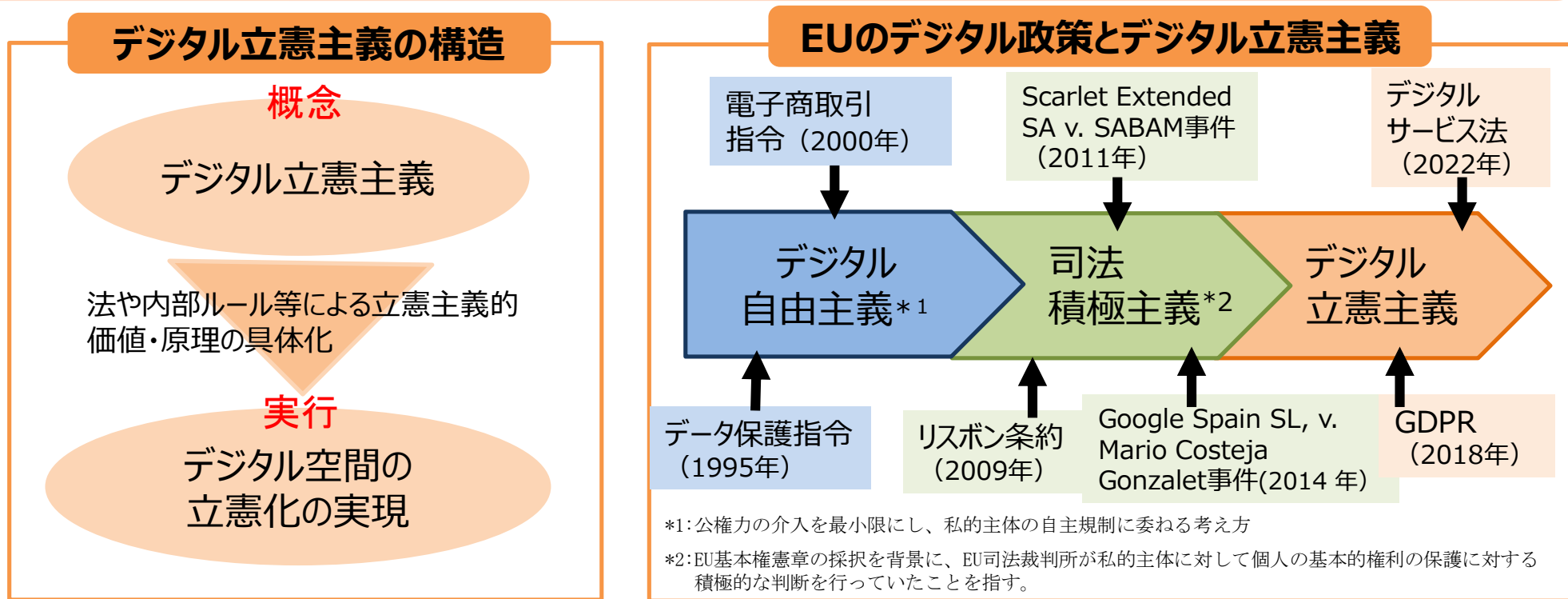
*1 脳を中心とする身体内部の中樞神経系のインテグリティ（不可侵性）を保護する考え方。

*2 SNS上の偽・誤情報をマスメディアが報道することで、偽・誤情報等の拡散をさらに加速させること。

デジタル立憲主義

※「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」第5回会合資料（資料5-1-2）より抜粋

- デジタル立憲主義とは、**デジタル空間を、権利保障、法の支配、民主主義等の立憲主義的価値・原理によって統制しよう**という概念。デジタル立憲主義では、デジタル空間において従来の権力構造とは異なり、**私的な主体（巨大プラットフォーマーなど）が国家に匹敵する権力主体にまで成長していることを踏まえ、そういった主体も立憲主義的なコントロールの対象に。**
- デジタル立憲主義の実現手法については、法によるもの、私的な主体自身の内部ルール（利用規約等）によるもの、その両方を用いるもの等が挙げられる。
- **EUのデジタル政策は、一般データ保護規則（GDPR）の登場をきっかけに、デジタル立憲主義に基づくアプローチに転換した**という分析がある。



信頼性の高いコンテンツの流通促進に関する議論の例

【最大決昭和44年11月26日刑集23巻11号1490頁（博多駅フィルム提出命令事件最高裁決定）（抄）】

…**報道機関の報道は**、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、**国民の「知る権利」に奉仕するもの**である。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法二一条の保障のもとにあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法二一条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない。

【水谷瑛嗣郎「放送法制から見たデジタル情報空間」ジュリスト1574号（抄）】（2022年8月）

日々のニュースの受領をソーシャルメディアに依存するようになった現代においてでさえ、**日本のテレビ放送の信頼度が軒並み高い**という点は特筆に値する。…これらデータは、**周波数帯の独占利用により得てきた特別な地位とそれに対応する形で設けられてきた「規律された自主規制」を背景に、各放送事業者の努力によって担保されてきた報道の正確性や社会的価値に対する「ブランド力」が、未だ健在**であることを物語っている。

そして、**この「ブランド力」こそ、アテンション・エコミーの下で、「国民の『知る権利』に奉仕する」機能を果たすという意味での「テレビ放送」が、唯一生存していくための指標**になり得る。放送法1条は「放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」（3号）を定めているが、こうした「国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するもの」として、放送事業者が担ってきた機能は、プラットフォーム事業者が代替することはできない。なぜなら、アテンション・エコミーの下では、そのコンテンツがユーザーの興味関心を引くかどうか、さらにユーザーがプラットフォーム上から離脱してしまわないかが最重要視される。それはつまり、当該コンテンツが、それを視聴するユーザーにとって有益か有害か（例えば、その情報が偽情報であるかどうか、政治的に価値があるかどうか）といった判断（報道価値判断）は後景に退くことを意味する。

【デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第2次）」（抄）】（2023年10月18日）

デジタル時代において、放送を取り巻く環境は、インターネット動画配信サービスの伸長等による若者を中心とした「テレビ離れ」など、大きく変化し、情報空間はインターネットを含めて放送以外にも広がっている。他方、インターネット空間では、人々の関心や注目の獲得ばかりが経済的な価値を持つアテンションエコミーが形成され、フィルターバブルやエコーチェンバー、フェイクニュースといった問題も顕在化している。その中で、第1次取りまとめで述べたように、**取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報発信、「知る自由」の保障、「社会の基本情報」の共有や多様な価値観に対する相互理解の促進といった放送の価値は、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルス（情報的健康）の確保の点で、むしろこのデジタル時代においてこそ、その役割に対する期待が増している。**

…アテンションエコミーによりもたらされるリスクやインターネット上における偽情報・誤情報が課題となる中で、インフォメーション・ヘルスを確保していくためには、プラットフォームのコンテンツモデレーションや偽情報・誤情報対策を実施するだけでなく、**信頼性の高い情報に触れる機会を増やすことが重要**である。この点において放送の役割に対する期待は増しており、放送がその役割を果たしていくためには、放送の真実性・信頼性を確保し続けていくことが必要となる。

デジタル・シティズンシップ

- 欧州評議会が2020年に公開した「デジタル・シティズンシップ教育研修資料集（Citizenship Education Trainers' Pack）」では、「デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に関与し、参加する能力」と定義。
- 単にデジタル機器を適切に扱う能力を越えて、デジタル技術を用いて積極的に社会に参加し、健全で責任ある市民となるためのスキルやマインドセットを指す。

◆ デジタル・シティズンシップの3分野10領域

（欧州評議会「Digital citizenship education handbook」（2022年）より）

● 分野1：オンラインになる （Being online）

- アクセスとインクルージョン
- 学習と創造性
- メディア情報リテラシー

● 分野2：快適なオンライン生活 （Well-being online）

- 倫理と共感
- 健康と福祉
- eプレゼンスとコミュニケーション

● 分野3：オンライン権利 （Rights online）

- 積極的参加
- 権利と責任
- プライバシーとセキュリティ
- 消費者意識

